

## 八尾市LED防犯灯灯具仕様書

### 1. 趣旨

本仕様書は、本市が行うLED防犯灯（以下「防犯灯」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### 2. 適用範囲

本仕様書は、防犯灯の設置に使用する白色系LEDモジュールを光源としたLED防犯照明器具（以下「器具」という。）に適用する。器具は専用に設計されたLEDモジュールを使用したものであり、従来の蛍光灯等の器具に蛍光管型LEDランプを取り付けたものは適合外とする。また、LED光源、電源、自動点滅器（光センサーを含む）の構成ユニットが器具内に収納されているものとする。

### 3. 適合規格

本仕様書において特に規定がないものは、次の規格を参考にする。

- ①JIS C 8105-1:2021 照明器具 — 第1部 安全性要求事項通則
- ②JIS C 8105-3:2024 照明器具 — 第3部 性能要求事項通則
- ③JIS C 8153:2015 LEDモジュール用制御装置 — 性能要求事項
- ④JIS C 8154:2015 屋外照明用LEDモジュール — 安全仕様
- ⑤JIEG-001:2013 照明設計の保守率と保守計画 第3版  
— LED対応増補版-（照明学会技術指針）
- ⑥電気用品安全法（別表第八）
- ⑦JIS C 8152-1:2019 照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法  
— 第1部 LEDパッケージ
- ⑧JIS C 8152-2:2019 照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法  
— 第2部 LEDモジュール及びLEDライトエンジン
- ⑨SES E1901-4:2014 防犯灯の照度基準（日本防犯設備協会基準）
- ⑩JIS C 61000-3-2:2019 電磁両立性 — 第3-2部 限度値  
— 高調波電流発生限度値（1相当りの入力電流が20VA以下の機器）
- ⑪JIS C 61000-4-5:2018 電磁両立性 — 第4-5部 試験及び測定技術  
— サージイミュニティ試験
- ⑫JIL 5004:2024 公共施設用照明器具 2025年版（日本照明工業会基準）

### 4. 構造

本仕様書で使用する防犯灯は、約15年（設計寿命6万時間相当）の耐用年数をもち、屋外環境での使用に耐える構造であること。

- ①器具本体はアルミダイカスト製または同等以上の耐候性を持つ素材を用いること。
- ②透明性カバーはアクリル樹脂と同等以上の耐候性を持つ素材を用いること。
- ③器具には電子式自動点滅器（光センサーを含む）と同等以上の機能を有すること。
- ④器具にはLED制御装置を内蔵していること。
- ⑤器具は、取付バンドを用いて関西電力柱もしくはNTT西日本が所有する電柱または防犯灯用ポールに取り付けることができること。
- ⑥器具は、関西電力柱などの取り付け部から20cm離れた位置で100kgの静荷重に耐えることができること。
- ⑦器具は、防塵防水性能IP65以上を満たしていること。
- ⑧器具はグレア（眩しさ）等の苦情に対応できる部品（角度可変金具、遮光板等）を有すること。

## 5. 性能等

本仕様書で使用する防犯灯は、次の各号に定める性能を有すること。

- ①消費電力は、10W 以下のものとする。
- ②入力電圧は、AC100V±6%、60Hz とする。（AC200V の場合は別途協議）
- ③入力容量は、10VA 以下とする。（蛍光灯 32W 相当）
- ④動作保証温度は、-20～+35℃を満たすこと。
- ⑤LED 光源及び電源装置の耐用年数は、器具周辺温度 25℃の条件で 60,000 時間以上とする。（この場合、光束維持率 70%を下回る点灯時間を寿命とする。）
- ⑥光学性能は、公益社団法人日本防犯設備協会が定める防犯灯の照度基準（SESE1901-4）におけるクラス B+（プラス）の照度基準とし、路幅 5m で取付高さ 4.5m、保守率 0.63、路面反射率 0.1 の場合に、道路の道路軸に沿った中心線及び道路両端から 0.5m 内側において、道路面から 1.5m の高さの道路軸に直角な面の照度（鉛直面照度）が 0.5 ルクス以上を確保し、平均水平面照度 3 ルクス以上を確保するもので、設置間隔 25m 以上（ランク M）を確保すること。
- ⑦色温度は、5,000K とする。
- ⑧器具は、落雷による故障を低減するために、電源線と筐体との間に 15kV のサージ電圧を印加しても故障がなく、再使用が可能であること。
- ⑨フリッカーが発生しないこと、またはフリッカー対策をしていること。
- ⑩電波障害の発生が抑制されている器具であること。

## 6. 試験成績書の提出

本仕様書で使用する防犯灯の構造、性能等の確認は、計算書や試験成績書等の書類にて行えるようにすること。

## 7. 管理プレートの設置

本仕様書で使用する防犯灯の取り付けバンドに管理プレートを設置するものとする。

- ①管理プレートは、紫外線などへの対候性能が高く、その材質は 10 年以上の耐久性を有すること。
- ②共架灯については管理プレートを、単独柱については管理シールを設置することとする。設置が困難な場合は、本市と協議の上決定すること。
- ③管理プレートの字は、経年による劣化が少なく、文字の視認が容易であること。
- ④管理プレートには下記の内容を表示したデザインとする。

<記載事項>

- (1)A～Cのアルファベット A：リース契約 B：市設置 C：開発行為
- (2)5桁の数字
- (3)黒文字、白色地のプレート（縦 10 c m程度×横 20 c m程度）

防犯灯 A O O O O 1 八尾市
---------------------------

## 8. その他

本仕様書で使用する防犯灯は、次の各号に定める実績等を有すること。

- ①器具は、品質を保証するため、ISO 9001 と ISO 14001 を取得している日本国内の企業とする。
- ②器具は、電気用品安全法に基づく基準に適合していること。
- ③器具の製造業者または販売業者は、防犯灯の製造または販売実績が 10 年以上あること。

## 附則

本仕様書は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。